

西暦	時期区分	須恵器	鉄 鐵 盛矢具	甲 冑				馬具	装身具		農 具		近畿地方 主要古墳
				冑	革綴 短甲	鉄留 短甲	小札 甲		耳 飾	帯金具	鎌	鍬鋤先	
375	中 1 期	中期 初頭	I										和泉黄金塚 石山
	中 2 期	中期 前葉	TG232	II a	鳥 舌 鐵	短 頸 鐵		革綴 冑	革綴 短甲			直 刃 鎌	百舌鳥大塚山 (1~3) 豊中大塚
400	中 3 期	中期中葉 古段階	TK73	II b				新式革綴 短甲	鉄留 短甲	変形板	多 鉄式	古相馬具	鞍塚、御獅子塚 (2) 七槻、新開1号
	中 4 期	中期中葉 新段階	TK216 (ON46)	III		長 頸 鐵	胡 篋	鉄留 冑	鉄留 短甲	小 札 甲		垂飾付 耳飾	野中、御獅子塚 (1) 珠金塚 (北)
450	中 5 期	中期 後葉	TK208	IV						新相馬具		曲 刃 鎌	黒姫山 (前方部) 長持山
	中 6 期	中期 末葉	TK23 TK47									U字形鍬鋤先	高井田山 大谷
500													

Fig.59 古墳時代中期の段階区分

堂山古墳や昼飯大塚古墳は、全長 100 m をこえる地域の盟主的首長墓であり、必要とされる埴輪の数も狐塚古墳と比べてはるかに多い。むしろ、狐塚古墳のような一辺 22 m の方墳において、盟主的首長墓と類似した埴輪製作の工人集団が編成されていたことに注目するなら、狐塚古墳には階層的に上位の埴輪製作技術体系が導入されていたと評価しうるだろう。

(4) 小 結

狐塚古墳から出土した埴輪について、編年的位置づけを検討した。その結果、狐塚古墳のⅠ群円筒埴輪および形象埴輪は、埴輪検討会編年のⅣ期 1 段階に位置づけることができ、副葬品を含めた古墳の築造時期も、同じ段階とみなして矛盾がないことを確認した。この段階は、須恵器編年における TK73 型式期に並行し、古墳様式編年では和田編年による七期、集成編年による 6 期、筆者の中期古墳様式編年 (Fig.59) の中 3 期に相当する。地域における首長墓系譜を語る上で、一つの定点を得たといえるだろう。

また、狐塚古墳から出土する埴輪の構成を総合的に分析し、近畿地方中枢部からの直接的な技術伝播と捉えられるⅠ群と、Ⅰ群の影響を受けつつ在来的な様相を色濃く持つⅡ群に分離できることを確認した。Ⅰ群の製作工人は円筒埴輪のほかにも形象埴輪の製作にも従事し、Ⅱ群の製作工人はⅠ群製作工人からの技術指導を得ながら円筒埴輪のみを製作していたと捉えられる。先進的な工人集団に在来的な工人集団が加わる集団構成は、地方における盟主的な前方後円墳に数多く看取できる。狐塚古墳は規模こそ小さいが、階層的に上位の古墳と同列の埴輪生産体制が採用されていたと評価でき、このことは狐塚古墳の被葬者の性格を考える上でも重要な要素として注目しうるだろう。

2 狐塚古墳出土短甲をめぐる問題

(1) はじめに

狐塚古墳の副葬品として長方板革綴短甲が知られている。この資料は破片の状態で伝わっていたが、接合検討を加えた結果、若干の不確定要素を残すものの、ほぼ全体の構造をうかがうことができた。長方板革綴短甲は、古墳時代中期前半を中心に製作されたもので、中期初頭から中期後葉まで副葬される。その変遷については主に地板の構成の違いから導き出すことができるが、製品ごとの個性もあり、新出資料をもとにした検討の余地がある。ここでは、長方板革綴短甲の地板構成を再整理することを通じて狐塚古墳例の編年の位置づけを行い、この古墳に短甲がもたらされた意義を考究しておく。

(2) 地板の類型と変遷

地板の類型 長方板革綴短甲は、大きく地板構成枚数が多いものから少ないものへ推移する過程が明らかにされている（阪口 1998、橋本 1999）。その分類基準は分析視点により若干異なるが、概ね、中段地板の脇部の分割技法、中段地板・下段地板の枚数、および前胴上段帯金の有無などに注目したものとしてよいだろう。狐塚古墳から出土した短甲は、1) 中段地板と下段地板の構成枚数がそれぞれ7枚（[7、7] と表記する）である可能性が高い、2) 前胴上段の帯金をもつ、という特徴をもつ。ここでは、阪口英毅の分類を参考しながら、狐塚古墳出土短甲が示すこの二つの特徴に注目し、長方板革綴短甲の地板配置を次のように分類する。

- I 類 中段地板9枚、下段地板9枚構成（[9、9]）のもの（阪口 I 式）
- II 類 中段地板9枚、下段地板7枚構成（[9、7]）のもの（阪口 I 式）
- III 類 中段地板7枚、下段地板7枚構成（[7、7]）のもの（阪口 II a 式）
- IV 類 中段地板7枚、下段地板5枚構成（[7、5]）のもの（阪口 II b 式）
- V 類 中段地板5枚、下段地板7枚構成（[5、7]）のもの（阪口 III a 式）
- VI 類 中段地板5枚、下段地板5枚構成（[5、5]）のもの（阪口 III b 式）

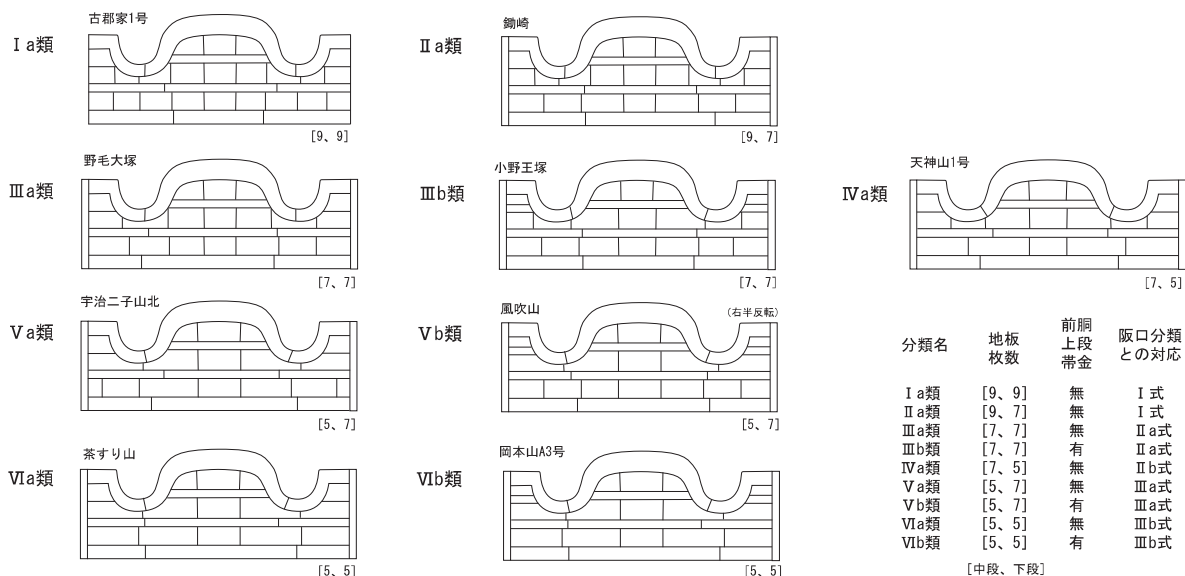


Fig.60 長方板革綴短甲の細分

Tab.5 長方板革綴短甲の地板構成

類型	阪口分類	出土古墳	前胴上段	地板枚数				共伴冑	類甲	鉄 鍔				馬具	垂飾耳飾	鎌		鍔鋤先		須恵器	時期
				上段	中段	下段	合計			鳥舌鍔	短頭鍔	長頭鍔	様式			直刃	曲刃	方形	U字		
1a	I	古郡家1号	上	5	9	9	23				○		I 並行								中1期
(1a)	I	盾塚	上	5	(9)	(9)	(23)			○	○	○	II a			○					中2期
(2a)	I	石山	上	5	(9)	7	(21)			○	○		I			○		○			中1期
2a	I	鋤崎	上	5	9	7	21										●				中1期
3a	II a	豊中大塚	上	5	7	7	19			○	○		II a			○		○			中2期
3a	II a	野毛大塚	上	5	7	7	19	三革衝	○	○	○		II a							TK73	中2期
3a	II a	池ノ内5号	上	5	7	(7)	(19)				○		II								(中2期)
3a	II a	雁洞	下	5	8	7	20	小鋌眉	○			●	III～IV								(中4期)
3b	II a	狐塚	帯金	5	(7)	(7)	(19)			(○)			(II a)								中3期
3b	II a	小野王塚	帯金	5	7	7	19				○	●	III								中4期
3b	II a	岬	帯金	5	7	7	19				○		II b				●		●		中4期
3a	II b	谷内21号	上	5	8	6	19			○	○		II a								中2期
4a	II b	天神山1号	上	5	7	5	17			○	○		II a			○		○			中2期
4a	II b	安久路2号	下	5	7	5	17	三革衝													中3期
(3/4)	(II)	八幡大塚	一	(5)	(7)	一	一	三革衝・堅別板	○	○	○		II a			○		○			中2期
5a	III a	柴垣円山1号	上	5	5	7	17														(中2期)
5a	III a	宇治二子山北	上	5	5	7	17	三革衝	○		○		II b			○	●				中3期
5a	III a	鶴山	上	5	5	7	17														中5期
(5b)	(III a)	風吹山	帯金	5	(5)	(7)	(17)	三革衝													中2期
(5b)	(III a)	蓮山洞8号	帯金	5	(5)	(7)	(17)	堅別板													(中5期)
6a	(III b)	龍門寺1号	(下)	5	5	(6)	(16)			○		○	II a			○					中2期
6a	III b	茶すり山	上	5	5	5	15	三革衝・堅鉾衝	○	○	○		II a								中3期
6a	III b	七視	上	5	6	5	16	三革衝	○	○	○		II b	○							中3期
6a	III b	新開1号	上	5	5	5	15	小鋌眉	○				II b	○							中3期
6a	III b	兵家12号	上	5	5	5	15	小鋌眉	○	○	○		II b				●				中3期
6a	III b	天神山7号	下	5	5	5	15	堅革衝	○			●	III		●						中4期
6a	III b	向山1号	上	5	5	5	15					●	III		●					ON46	中4期
6a	III b	杜谷72号	上	5	5	5	15														不明
6b	III b	今林6号	帯金	5	5	6	16				○		II a			○					中2期
6b	III b	日吉山	帯金	5	5	(5)	(15)						(II ?)				●				(中3期)
6b	III b	わき塚1号	帯金	(5)	(5)	(5)	(15)	三革衝	○	○	○		II a			○	●	○			中3期
6b	III b	岡本山A3号	帯金	5	5	5	15					●	III							TK73～216	中4期
(5/6a)	(III)	桜ヶ丘	上	(5)	(5)	一	一	三革衝	○			●	III								中4期
(5/6b)	(III)	佐野山	○	(5)	(5)	一	一	(衝)			○		II								(中3期)

(凡例) ・属性内の () : 不確定なことを示す。 ・前胴上段 上 : 上段地板が上重ね 下 : 上段地板が下重ね 帯金 : 上段帯金をもつ

○ : 古相の属性、● : 新相の属性

・共伴冑の略称 : [鈴木2014]、阪口分類 : [阪口1998]、鉄鍔様式 : [鈴木2003]、須恵器 : [田辺1981]、時期 : [鈴木2014] ほか

これらの分類に前胴上段帯金をもたないものを a 類、もつものを b 類として、I a 類、II a 類、III b 類などと呼称する。なお、長方板革綴短甲には、地板枚数が必ずしも左右対称にならない変則的なものが知られている。こうした変則例は、基本となる地板構成をもとに何枚かを細分していることが多く、本来的な設計枚数が推し量れるものが多い。Tab.5 には、地板枚数が異なっているが、本来的な設計枚数が分類可能な資料については、各類型にあてはめて示した。狐塚古墳例は、推定地板構成 [7、7] で前胴上段帯金をもつことから、III b 類 (阪口 II a 式) に分類される。

変 遷 地板枚数が多いものから、少ないものへと推移する変化の方向から考えると、理念的には I 類から VI 類の順に出現したと捉えることができるが、実際は互いに重複期間をもちうると考えてよい。これらの類型を出土した埋葬施設に共伴する遺物から、どの程度の差異が抽出できるか、検討しておこう。Tab.5 には中期古墳の様式編年の指標となりうる共伴遺物をあげ、各埋葬施設のおおよその構築時期を示した。この整理によると、I 類および II 類が中 1 期に中心があり、III～VI 類が中 2 期以降に出現したことがうかがえる。また、V 類や VI 類については、中 3 期以降の古墳からの出土が過半数を超えており、より新しい段階に中心的時期があることが知られる。それぞれの類型の製作段階を古墳の共伴資料から特定することは難しいが、概ね阪口英毅が示すような 3 段階の変遷をたどっていることが追認できるだろう。とくに、現段階での資料数を比較する限り、III 類 (阪

口Ⅱa式)とⅣ類(阪口Ⅱb式)、Ⅴ類(阪口Ⅲa式)とⅥ類(Ⅲb式)はそれぞれ並行する傾向が認められる。また、Ⅲ類とⅥ類の資料が多く、それぞれ主要な類型であることが知られる。

前胴上段帯金の有無 a類とb類、すなわち前胴の上段帯金の有無については、どのように整理しうるか検討しておこう。先行する方形板革綴短甲との連続性を重視すれば、長方板革綴短甲における前胴上段帯金は、その成立当初においては不要と捉えられていたとみてよい。ただし、阪口が指摘するように(阪口1998)、前胴上段における帯金は、中1～2期の築造とみられる岡山県月の輪古墳の出土例に採用されている可能性があり、b類は比較的古い段階で成立していたと捉える余地がある。しかし、単純に分析可能な資料を比較すると、中2期までのb類の出土例は限定的であり、鋳留技法導入期である中3期から増加傾向をみせ、中4期以降は約半数を占めるに至ることが知られる。こうした資料数の違いから判断すると、前胴の上段帯金をもつb類は、長方板革綴短甲の中でも新しい段階の製品に多い傾向は認めてよいだろう。

狐塚古墳例の編年的位置 ここまでの整理によって、狐塚古墳例は長方板革綴短甲の変遷を3段階に分けた中で、おおよそ第2段階から第3段階にかけて製作されたものであることを示した。この時期は、古墳様式編年の中2期から中3期に並行する。この編年観は、狐塚古墳の築造時期として捉えた中3期の副葬品としても整合的に理解しうるだろう。なお、前胴上段帯金をもつ特徴は新出の要素であるが、必ずしも製作時期の新古を示す指標にはなしえない。今後、新出資料を交えて前胴上段帯金の採用、非採用の意味を検討する必要があるだろう。

(3) 甲冑の組合せ

甲冑の組合せ 狐塚古墳には短甲1領のみが確認されている。甲冑は採集品であるが、短甲以外の破片が全くみられないことから、狐塚古墳には、短甲1領のみが副葬されていた可能性が高い。古墳時代中期の甲冑出土古墳には短甲のほかに冑や頸甲・肩甲が付属することがあり、その組合せの類型化が可能である。ここでは、従来の分類に倣い(鈴木2004)、次のような組合せの類型化を用い、狐塚古墳にもたらされた武装の特質について触れておく。

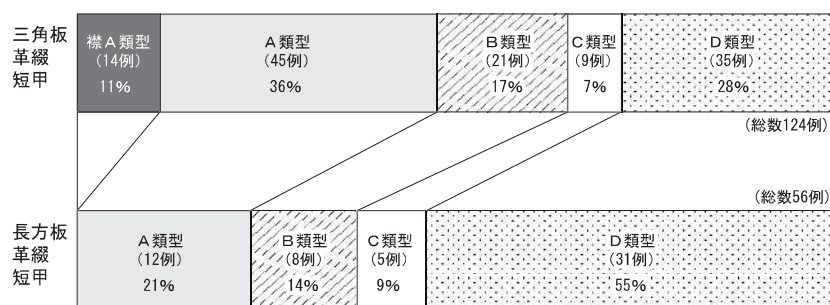
A類型 短甲+冑+頸甲・肩甲の組合せ

B類型 短甲+冑の組合せ

C類型 短甲+頸甲・肩甲の組合せ

D類型 短甲のみ

なお、A類型～D類型のほかに、冑のみや付属具のみの類型(E類型)も存在するが、短甲を伴わない変則的なものであることから、ここでは取り上げない。また、長方板革綴短甲と比較するために、ほぼ同時期に製作された三角板革綴短甲についても検討の俎上にあげるが、三角板革綴短甲には襟付短甲や変形板短甲といった特殊な型式が認められる点は留意すべきである。襟付短甲には構造的に肩甲や頸甲が伴わないが、革製衝角付冑などの特殊な冑が組合うことがあり、A類型に劣



[橋本・鈴木2014]より作成。各類型には盗掘などで不明瞭な事例を含む

Fig.61 甲冑組合せ類型の比率

らない優位な武装として認識しうる。ここでは、襟付短甲が伴う武装をA類型の一部に位置づけ、「襟A類型」としておきたい。

Fig.61に、三角板革綴短甲と長方板革綴短甲のそれぞれの種類の割合を示した。ここには、盗掘などによっ